

平成26年度 建物施設等運営費調査票

1 総括表(財源表)												〇運営形態		
(会計名) 施設名称	歳出			特定財源				差引市費	再差引市費			26年度	本市直営	
	人件費	物件費	計	使用料・手数料	国庫支出金	府支出金	その他		計	起債(一般債)	起債(特別債)	基金	25年度	本市直営
職員相談室														
26決算	3,687	12,227	15,914					0	15,914				15,914	
25決算	3,694	12,197	15,891					0	15,891				15,891	

↓ 下段 2イ) Eへ

↓ 下段 2イ) Fへ

〇運営形態	
26年度	本市直営
25年度	本市直営
※右から選択(複数選択可)	・本市直営 ・外郭団体等運営 ・純民間運営
利用料金制	
使用料制	
利用料非設定	〇

※該当するものに「〇」を記入

2 施設の稼働状況・指標													(単位:千円)	
ア)稼働率1() →稼働率の算出が困難な場合は下記の3へ				稼働率2()				イ)利用者1人あたり市費・歳出						
	延利用可能(室)数 (年間)A	延利用可能(室)数 (年間実績)B	稼働率 B/A (%)		延利用可能(室)数 (年間)C	延利用可能(室)数 (年間実績)D	稼働率 D/C (%)		歳出 E	差引市費 F	延利用人員 G	1人あたり歳出 E/G(円)	1人あたり市費 F/G(円)	
26決算				26決算				26決算	15,914	15,914	437	36,416円	36,416円	
25決算				25決算				25決算	15,891	15,891	421	37,746円	37,746円	

3 施設の利用状況等(上記2において稼働率の算出が困難な理由及び稼働率に代わる内容を記入)

時間区分で面接時間を設定していないため、稼働率の算出が困難である。

4 「外郭団体等」に対する委託の状況

ア)「外郭団体等」に対する委託料 無

団体名:

イ)「外郭団体等」に対する委託の契約方法

5 所管(問い合わせ先)

人事室 総務課

(電話番号) 06- 6208 - 7414

- (注)
- 「歳出」のうち人件費は直接人件費で、法定福利費など付帯人件費も含む。
 - 公債費は含まない。
 - 「外郭団体等」とは、「大阪市の外郭団体等一覧」又は「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則別表1~4」のいずれかに該当するものをいう。
 - 一般競争入札：不特定多数人の参加を求め、そのうち、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをしたものを契約の相手方とする契約方法。
 - 指名競争入札：地方公共団体が資力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、そのものと契約する方法。
 - 比較随意契約：見積りに必要な事項を示し2名以上のものから見積書を徴する契約方法。例えば、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えない場合などに行われる。
 - 特名随意契約：比較随意契約にもより難い場合の契約方法。契約の性質や、契約の目的上入札に適さない場合などに行われる。

平成26年度 建物施設等運営費調査票

1 総括表 (財源表)														
(単位:千円)												○運営形態		
(会計名) 施設名称 (一般会計) 総務事務センター	歳出			特定財源				計	差引市費	再差引市費			26年度	
	人件費	物件費	計	使用料・手数料	国庫支出金	府支出金	その他			起債(一般債)	起債(特別債)	基金	25年度	
26決算		23,272	23,272					0	23,272				23,272	本市直営
25決算		23,425	23,425					0	23,425				23,425	本市直営

↓

下段 2イ) Eへ

↓

下段 2イ) Fへ

利用料金制	
使用料金制	
利用料非設定	○

※該当するものに「○」を記入

2 施設の稼働状況・指標												(単位:千円)				
ア)稼働率1() →稼働率の算出が困難な場合は下記の3へ			稼働率2()				イ)利用者1人あたり市費・歳出									
	延利用可能(室)数 (年間)A	延利用可能(室)数 (年間実績)B	稼働率 B/A (%)		延利用可能(室)数 (年間)C	延利用可能(室)数 (年間実績)D	稼働率 D/C (%)		歳出 E	差引市費 F	延利用人員 G	1人あたり歳出 E/G(円)	1人あたり市費 F/G(円)			
26決算				26決算				26決算	23,272	23,272						
25決算				25決算				25決算	23,425	23,425						

3 施設の利用状況等(上記2において稼働率の算出が困難な理由及び稼働率に代わる内容を記入)

事務執行施設であるため、稼働率の算出は困難である。

4 「外郭団体等」に対する委託の状況

ア)「外郭団体等」に対する委託料 無
団体名:

イ)「外郭団体等」に対する委託の契約方法

5 所管(問い合わせ先)

人事室 総務課

(電話番号) 06- 6208 - 7414

- (注)
- 「歳出」のうち人件費は直接人件費で、法定福利費など付帯人件費も含む。
 - 公債費は含まない。
 - 「外郭団体等」とは、「大阪市の外郭団体等一覧」又は「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則別表1~4」のいずれかに該当するものをいう。
 - 一般競争入札：不特定多数人の参加を求め、そのうち、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをしたものを契約の相手方とする契約方法。
 - 指名競争入札：地方公共団体が資力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、そのものと契約する方法。
 - 比較随意契約：見積もりに必要な事項を示し2名以上のものから見積書を徴する契約方法。例えば、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えない場合などに行われる。
 - 特名随意契約：比較随意契約にもより難い場合の契約方法。契約の性質や、契約の目的上入札に適しない場合などに行われる。

平成26年度 建物施設等運営費調査票

1 総括表(財源表)												
(単位:千円)												
(会計名) 施設名称	歳出			特定財源					差引市費	再差引市費		
	人件費	物件費	計	使用料・手数料	国庫支出金	府支出金	その他	計		起債(一般債)	起債(特別債)	基金
(一般会計) 職員人材開発センター												
26決算	126,648	91,737	218,385	1,172	1,728		189	3,089	215,296	2,000	1,000	212,296
25決算	123,832	87,870	211,702	1,139			161	1,300	210,402			210,402

↓

下段 2イ) Eへ

↓

下段 2イ) Fへ

○運営形態

26年度	本市直営
25年度	本市直営

※右から選択(複数選択可) ・本市直営
・外郭団体等運営
・純民間運営

利用料金制	
使用料制	
利用料非設定	○

※該当するものに「○」を記入

2 施設の稼働状況・指標													
(単位:千円)													
ア)稼働率1() →稼働率の算出が困難な場合は下記の3へ				稼働率2()				イ)利用者1人あたり市費・歳出					
	延利用可能(室)数 (年間)A	延利用可能(室)数 (年間実績)B	稼働率 B/A (%)		延利用可能(室)数 (年間)C	延利用可能(室)数 (年間実績)D	稼働率 D/C (%)		歳出 E	差引市費 F	延利用人員 G	1人あたり歳出 E/G(円)	1人あたり市費 F/G(円)
26決算				26決算				26決算	218,385	215,296			
25決算				25決算				25決算	211,702	210,402			

3 施設の利用状況等(上記2において稼働率の算出が困難な理由及び稼働率に代わる内容を記入)

職員研修用施設のため、稼働率の算出が困難である。

4 「外郭団体等」に対する委託の状況

ア)「外郭団体等」に対する委託料 有
 団体名: (一財)大阪建築技術協会

イ)「外郭団体等」に対する委託の契約方法 特名随意契約

5 所管(問い合わせ先)

人事室 総務課

(電話番号) 06-6208-7414

- (注)
- 「歳出」のうち人件費は直接人件費で、法定福利費など付帯人件費も含む。
 - 公債費は含まない。
 - 「外郭団体等」とは、「大阪市の外郭団体等一覧」又は「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則別表1~4」のいずれかに該当するものをいう。
 - 一般競争入札: 不特定多数人の参加を求め、そのうち、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをしたものを契約の相手方とする契約方法。
 - 指名競争入札: 地方公共団体が資力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から相手方を決定し、そのものと契約する方法。
 - 比較随意契約: 見積もりに必要な事項を示し2名以上のものから見積書を徴する契約方法。例えば、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えない場合などに行われる。
 - 特名随意契約: 比較随意契約にもより難い場合の契約方法。契約の性質や、契約の目的上入札に適さない場合などに行われる。